○東北地方整備局告示第二百二十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規定に基づきその旨をあわせて告示する。

平成二十九年十月二十五日

東北地方整備局長　津田　修一

第１　起業者の名称　福島県

第２　事業の種類　県道相馬亘理線改築工事（福島県相馬郡新地町今泉字浜畑地内から同町大戸浜字前田上地内まで）

第３　起業地

１　収用の部分　福島県相馬郡新地町今泉字浜畑並びに大戸浜字南中磯塩入、字吾安谷地、字北中磯塩入、字北迫塩入、字小沢、字小沢北、字前田西及び字前田上地内
福島県相馬郡新地町大戸浜字北中磯塩入地先海浜地及び字北迫塩入地先海浜地

２　使用の部分　福島県相馬郡新地町大戸浜字南中磯塩入、字吾安谷地、字北中磯塩入、字北迫塩入、字小沢、字小沢北、字前田西及び字前田上地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、福島県相馬郡新地町今泉字浜畑地内の現道接続部から同町大字埒木崎字磯山地内の宮城県との県境までの延長5,300ｍの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道相馬亘理線改築工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第３号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

県道相馬亘理線（以下「本路線」という。）は、道路法第７条の規定により福島県知事が県道に認定した路線であり、起業者である福島県は、既に本件事業を開始していること、同法第15条の規定により福島県が道路管理者であることなどから、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

本路線は、福島県相馬市を起点とし、相馬郡新地町、宮城県亘理郡山元町を経由して同郡亘理町に至る延長約32kmの幹線道路である。

本路線は、福島県沿岸北部地域と宮城県沿岸南部地域とを結ぶ路線であり、地域住民の通勤、買い物等の日常生活に広く利用されている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、平成23年３月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波により、浸水、本体流出等により一部現在も通行止めとなっているほか、海岸線に近い位置を通過していることから高潮等による通行止めが行われているとともに、福島県県道の構造の技術的基準を定める条例（平成24年福島県条例第104号。以下「福島県条例」という。）に定める車線幅員、最小曲線半径等を満たさない区間が存在するなど幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

本件事業の完成により、車線幅員、線形等が良好な道路が整備されることなどから安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成28年３月に、任意で大気質及び騒音の影響、動植物に関する調査等を実施しており、その結果によると、大気質及び騒音については法令に定められた基準を満足するとされている。

また、動植物に関する調査等によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）における特別天然記念物であるカモシカ、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているニホンウナギ、カジカ小卵型、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているミナミメダカ、準絶滅危惧として掲載されているヨシゴイ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については、環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているイチョウウキゴケ等が確認されている。これらの種について、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺には同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響はない又は小さいとされている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が２箇所存在するが、このうち１箇所については、既に発掘調査が完了しており、適切な措置が講じられている。起業者は、今後、残る１箇所についても福島県教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、安全かつ円滑な自動車交通を確保することを主な目的として、福島県条例による第３種第３級の規格に基づく２車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、福島県条例等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業計画は、平成25年２月５日に都市計画決定された都市計画と、のり面等を除き基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は、一部現在も通行止めとなっているほか、高潮等による通行止めが発生しているとともに、福島県条例に定める車線幅員、最小曲線半径等を満たさない構造となっているなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、相馬市長を会長とする相馬地方市町村会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　福島県相馬郡新地町役場

第６　収用又は使用の手続が保留される起業地　福島県相馬郡新地町大戸浜字前田西及び字前田上地内